論説

青色事業専従者給与の「専ら従事」の要件について

東京国税不服審判所部長審判官

作田隆史

♦ SUMMARY ♦

青色申告者の事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例については、所得税法第57 条第1項に規定しているが、この特例を適用する上で、親族が事業に「専ら従事」するかど うかが問題になることがある。

本稿は、この青色事業専従者給与における「専ら従事」の要件について、過去の裁判例・ 裁決例や歴史的経緯を含め多方面から分析するとともに、昨今の配偶者控除廃止の議論も踏 まえ、今後のあり方について検討を加えたものである。これまであまり表立って検討されて こなかった点であり、今後の青色事業専従者給与の要件設定において参考となる論考である。 (税大ジャーナル編集部)

目 次	
はじめに	
1 問題の所在	
2 条文の規定から	
3 条文の位置づけから(第56条との関係)	
4 裁判例・公表裁決から	
5 歴史的経緯から	
 制度創設の趣旨等	
(2) 配偶者控除との関係	
(3) 青色事業専従者給与における家事労働	
6 相当な給与の額との関係	
7 配偶者控除の見直しの影響	
8 まとめ	

はじめに

青色申告者の事業に専従する親族がある場 合の必要経費の特例について、親族が事業に 「専ら従事」するかどうかが問題になること がある。本稿では、この青色事業専従者給与 における「専ら従事」の要件について、多方 面から分析を加え、昨今の配偶者控除廃止の 議論も踏まえ、今後のあり方について検討を 行った。これまであまり表立って検討されて こなかった点であり、今後の参考となれば幸 いである。

なお、本稿の意見にわたる部分は、すべて 個人的な見解である。

1 問題の所在

青色申告者の事業に専従する親族がある場 合の必要経費の特例(「青色事業専従者給与」) については、所得税法第57条第1項が規定 するが、この特例を適用する上で、親族が事 業に「専ら従事」するかどうかが、例えば、 後に紹介するような裁判例や国税不服審判所 の公表裁決、会計検査院の決算報告等で問題 となっている⁽¹⁾。この親族が事業に専ら従事 するかどうかの判定基準については、所得税 法施行令第165条第1項が、当該事業に専ら 従事する期間がその年を通じて6月を超える かどうかによる旨規定しており、また、国税 不服審判所の裁決では、「青色申告者の営む事 業の内容ないし態様、配偶者等の親族が従事 する労務の内容ないし態様、要する期間ない し時間及び頻度等の諸要素を勘案して、当該 事業の遂行上必要な労務であり、かつ、事業 に専ら従事する期間がその年を通じて6月を 超えるかどうかを判断すべきである」

②とし ている。しかしながら、そうはいっても、青 色事業専従者給与の要件たる「専ら従事」の 意味が、これで必ずしも明確になっているわ けではない。また、この青色事業専従者給与 は配偶者控除等との重複適用が排除されてい るが、配偶者控除等については廃止も含め、 そのあり方について議論されているところで あり、この議論との関係も気になるところで ある。そこで、本稿においては、この「専ら 従事」の要件について若干の検討を加えるこ ととしたい。

2 条文の規定から

まず、条文の規定からみたい。所得税法第 57条第1項は、青色申告書を提出することに つき税務署長の承認を受けている居住者(「青 色申告者」)と生計を一にする配偶者その他の 親族で専らその居住者の営む事業に従事する 者(「青色事業専従者」)が当該事業から「青 色事業専従者給与に関する届出書」に記載さ れている方法に従いその記載されている金額 の範囲内において給与の支払を受けた場合に は、その給与の金額でその労務に従事した期 間、労務の性質及びその提供の程度、その事 業の種類及び規模、その事業と同種の事業で その規模が類似するものが支給する給与の状 況その他の政令で定める状況に照らしその労 務の対価として相当であると認められるもの

(「青色事業専従者給与」)は、その青色申告 者のその給与の支給に係る年分の当該事業に 係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入 する旨規定している。

所得税法施行令第165条《親族が事業に専 ら従事するかどうかの判定》第1項は、所得 税法第57条第1項又は第3項に規定する居 住者と生計を一にする配偶者その他の親族が 専らその居住者の営む事業に従事するかどう かの判定は、当該事業に専ら従事する期間が その年を通じて6月を超えるかどうかによる とし、さらに、ただし書で、同条第1項の場 合にあっては、次のいずれかに該当するとき は、当該事業に従事することができると認め られる期間を通じてその2分の1に相当する 期間を超える期間当該事業に専ら従事すれば 足りるものとする旨規定している。

- (1) 当該事業が年の中途における開業、廃業、 休業又はその居住者の死亡、当該事業が季 節営業であることその他の理由によりその 年中を通じて営まれなかったこと。
- (2) 当該事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由によりその年中を通じてその居住者と生計を一にす

る親族として当該事業に従事することがで きなかったこと。

「専ら従事」の規定の仕方については、こ の但し書き部分を除き、青色申告者の場合(第 57条第1項)も白色申告者の場合(第57条 第3項)も共通であるが、それ自体は、「専 ら従事」した期間が原則年間6月を超える事 が必要であると言うのみであって、「専ら従 事」の基準については何も語らない。また、 第2項には、「専ら従事」する期間と認めら れない場合として、次の例示がある。

- (1) 学校教育法第1条(学校の範囲)、第124 条(専修学校)又は第134条第1項(各種 学校)の学校の学生又は生徒である者(夜 間において授業を受ける者で昼間を主とす る当該事業に従事するもの、昼間において 授業を受ける者で夜間を主とする当該事業 に従事するもの、同法第124条又は同項の 学校の生徒で常時修学しないものその他当 該事業に専ら従事することが妨げられない と認められる者を除く。)
- (2) 他に職業を有する者(その職業に従事する時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者を除く。)
- (3) 老衰その他心身の障害により事業に従事 する能力が著しく阻害されている者

ここでは、明らかに「専ら従事」するのを 妨げる要因がある期間について、その期間は 「専ら従事」していた期間と認めないという ことだけが分かる。この規定から、「専ら従事」 を妨げる要因がなければよいと解するなら、

「専ら従事」とは、「その親族が従事すべき時間において、その時間のほとんどの時間を従 事している、あるいは従事し得る状態にある」 ことを意味することとなろう⁽³⁾。しかし、こ のように解すると、個人の消費的時間(趣味 等)が多くても、それが「従事し得る時間」 として考慮され、「専ら従事」したことになり 得るなど、第56条の特例を認めるための条 件であることを考慮すると緩すぎると思われ る。

なお、「専ら」とは、広辞苑によれば「その 事ばかり」「それを主として」「まったく」と の意味を持つ言葉である⁽⁴⁾。

3 条文の位置づけから(第56条との関係)

所得税法第57条は第56条の特例的取扱い と位置づけられている。第56条をみると、 そこでは、居住者と生計を一にする配偶者そ の他の親族がその居住者の営む事業所得を生 ずべき事業に従事したことその他の事由によ り当該事業から対価の支払を受ける場合には、 その対価に相当する金額は、その居住者の当 該事業に係る事業所得の金額の計算上、必要 経費に算入しないものとし、その親族が支払 を受けた対価の額は、その親族の各種所得の 金額の計算上ないものとみなす旨規定してい る。

この所得税法第56条は、もともと個人事 業は家族全体の協力のもとで家族の財産を共 同で管理、使用して成り立つものが多く、そ れについて必ずしも個々の対価を支払う慣行 があるものとはいえず、対価が支払われる場 合であっても、支払われた対価をそのまま必 要経費として認めることとすると、個人事業 者がその所得を恣意的に家族に分散して不当 に税負担の軽減をはかるおそれが生じ、また、 適正な対価の認定を行うことも実際上困難で あることから、そのような方法による税負担 の回避という事態を防止するために設けられ たものであると解されている⁽⁶⁾。

これに対し、第57条第1項の規定は、青 色申告者については、帳簿の正確な記録を通 して、企業と家計とが明確に区分されること、 同族会社においても家族に支払われる給与が 妥当な限度内のものであれば損金に算入する ことが認められることとの権衡、他に就職す れば相当の所得を得られるのに家業に専従す るために給与の支給が税法上全く認められな いことは不合理であることなどから、第56 条の特例として、個人事業者がその家族に支 払う対価のうち、その家族が当該事業に専従 する場合の給与に関して、所定の要件の下で 必要経費に算入することを認めたものである けれど、一方で青色申告の普及の目的が大き いことが強調されている⁽⁶⁾。また、第57条第 3項の規定は、白色申告者の家族が当該事業 に専従する場合においても、青色申告者との 権衡から、専従者控除額を必要経費とみなす ことにしたものであると解されている⁽⁶⁾。

このように、第56条で、「事業に従事した ことその他の事由により当該事業から対価の 支払を受ける場合」を規定し、その「例外」 として第57条で「専らその居住者の営む事 業に従事した場合」を規定していることから すれば、例外の要件である「専ら」「従事」は、 本来、字句にしたがって、ある程度厳格に解 釈する必要があることとなろう。所得税法第 56条について争われた最高裁判所平成16年 11月2日判決では、この第57条について、

「同法 56 条が上記のとおり定めていること を前提に、個人で事業を営む者と法人組織で 事業を営む者との間で税負担が不均衡となら ないようにすることなどを考慮して設けられ た規定である。同法 57 条の上記の趣旨及び 内容に照らせば、同法が 57 条の定める場合 に限って 56 条の例外を認めていることにつ いては、それが著しく不合理であることが明 らかであるとはいえない」と述べる⁽⁸⁾。

4 裁判例・公表裁決から

この条件に関しての、過去の裁判例として は、下記(1)及び(2)がある。(1)の千葉地裁の 平成22年2月の判決⁽⁰⁾では、「専ら従事」は、 諸要素を勘案し、社会通念にしたがって判断 すべきことを述べた上で、「従事」の程度が青 色申告者の業務全体との比較において少ない として原処分を適法としている。(2)の山口地 裁の昭和58年3月の判決⁽⁰⁾は、貸しビル業 を営む納税者の妻が貸しビル業に専ら従事し ていたか等が問題となったが、家事や他の会 社の業務の合い間をぬって片手間に従事して いたに過ぎないとして、青色事業専従者に該 当しないとしている。

また、過去の国税不服審判所の公表裁決例 としては、下記(3)~(6)の事例がある⁽¹¹⁾。(3) の事例では、「夫婦の相互扶助の範囲内の行為 あるいは日常生活の一環として行われている 行為ないしはこれと不可分な行為」は「従事」 の時間に含まれないことが、(4)の事例では、 他の勤務先がある場合、週一日請求人の事業 に従事しても青色事業専従者に当たらないこ とが、(5)の事例では、従事の事務量が僅少で あれば「専ら従事」していたとはいえないこ とが、(6)の事例では、他に職業を有し、その 職業に年間240日以上従事している者は、「専 ら従事」する者に該当しないことが示される。

(1) 千葉地方裁判所平成 22 年 2 月 26 日判決

「そうすると同項が定める当該親族が専ら 居住者の営む事業に従事しているとの要件は 緩和的に解釈されるべきではなく、その文言 どおり、その実態があると認められる場合に 限って同項が適用されるべきであると解され る。もっとも、租税法律主義の観点からは、

『専ら従事する』場合とはいかなる場合であ るかを一義的、画一的に規定することが可能 であれば、その方が望ましいということはで きるものの、その文言は事案に応じて判断さ れるのを相当とする規範的概念として立法化 せざるを得ない制約があるのもやむを得ない ところである。しかして、上記56条、57条 1項の趣旨に加えて、法57条1項が定める青 色事業専従者の給与の相当額として認める範 囲の基礎事情として掲げている諸事情や、施 行令165条1項及び2項の文言に照らせば、 当該親族が当該居住者の事業に専ら従事する 期間を含め、当該居住者(事業者)の営む事 業の業種・業態、当該親族が従事している具体的労務内容やその事務量等を勘案し、社会 通念に従って『専ら従事する』ものといえる かどうかを判断するよりほかはないというべ きである。」

「以上によれば、原告の営む事業の業種・ 業態、原告の妻である甲が従事している具体 的業務内容やその業務量等に照らし、甲が原 告の乙業務の一部を補助していた事実は認め られるもののその程度は原告が行う同業務全 体との比較からすれば少ない程度にとどまる ものであり、甲は、むしろ、専業主婦として 家事等に主に従事していたとみるのが相当で ある。

そうすると、甲は原告の営む事業に専ら従 事していたとは認められないから、同人は青 色事業専従者であるとはいえず、同人に対す る給与を必要経費として認めなかった処分行 政庁の判断に違法はない。」

(2) 山口地方裁判所昭和 58 年 3 月 17 日判決

「以上の事実を認めることができ、これら に鑑みれば、甲の業務のうち中心的な部分を 占める賃料や電気料等の集金その他入出金に 係る事務自体その事務量はごくわずかであり、 短時間に片手間的に処理し得るものと言える し、その他の業務に関してもいずれも例外的 一時的なものに過ぎず、それらのために要し た延べ従事日数はわずかなものであったと言 い得べく、甲が原告の業務に従事のために常 時出勤を要したとは到底認められない。」

「しかも、…甲は、主婦として原告家庭の 家事一切を切り盛りしていたもので、乙ビル への出勤時刻や勤務時間といった定まったも のはなく、まったく乙ビルに出向かない日も あり、出向いた場合もその時間は概ね午後 0 時半から午後4時ころまでの家事の遂行に差 しさわりのない範囲で出向いていたにすぎな いうえ、乙ビルに出向いたからといって、乙 ビルの業務にのみたずさわっていた訳ではな く、丙会社の業務にも従事し、同会社の役員 として、…もの報酬を得ていたことが認めら れるのであって、これらを総合すれば、甲は 主婦としての仕事の合い間をぬって乙ビルに 出向いていたものの、その多くは丙会社の業 務に従事し、乙ビルの業務は、更にその合い 間をぬって片手間的に従事していたものに過 ぎないと認めるのが相当であり、…」

「以上認定の事実によれば、甲が原告の不 動産賃貸業に専ら従事したものとは到底認め られないし、事業専従者について所得税法施 行令は、165条において事業に専ら従事する かどうかの判定につき従事期間の制限を規定 するのみで、専従者の範囲についてはこれを 特に規定していないけれども同条2項が、他 に職業を有するもの(その職業に従事する時 間が短い者その他当該事業に専ら従事するこ とが妨げられないと認められる者を除く)に ついては、その期間を専ら従事した期間には 算定しない旨規定していることに照らしても、 甲が所得税法57条1項の青色事業専従者に 該当しないことは明らかである。」

「従って、甲に対する給与については、そ の給与額について判断するまでもなく、これ を必要経費とは認めることができないもので ある。」

(3) 請求人の夫の事業への従事の程度は、 一時的ないし臨時的なものであって、事業 に専ら従事するものとは認められないと した事例(平成19年1月18日裁決、裁決 事例集 No.73 - 168頁)

請求人は、請求人が従事する業務は、いず れも夫の営む事業に包含される業務であるか ら、請求人は「居住者の営む事業に従事する もの」に当たり、請求人の年間従事日数及び 年間従事時間は、夫の所属事務所の従業員の それらの2分の1をはるかに超えており、か つ「その年を通じて6月を超える」こととな るから、請求人は「専ら夫の事業に従事する 者」に該当するにもかかわらず、原処分庁が、 請求人が従事する各業務について「夫婦間の 相互扶助の範囲内のもの」とすることは、青 色事業専従者給与を規定する法の沿革にも、 労働には当然に報酬が支払われるべきだとす る現今の社会常識にも、はたまた憲法感覚に も馴染まない違法で誤った考え方であり、こ のことは請求人の幸福追求権、勤労の権利、 基本的人権を侵害するもので、憲法に反し違 法である旨主張する。

しかしながら、原処分庁の主張は、請求人 は夫の業務に従事しているが、それは「夫婦 間の相互扶助の範囲内のもの」であるから無 償であるべきであるという趣旨ではなく、所 得税法第57条第1項及び同法施行令第165 条に基づいて「専らその居住者の営む事業に 従事」したか否かを判定するに際して、請求 人の労務の提供は、労務の内容、所要時間な いし頻度からすれば、社会通念上、夫婦の相 互扶助の範囲内の行為あるいは日常生活の一 環としての行為であり、「夫の事業に専ら従事 するものではない」とするものであるから、 請求人の主張は前提を誤るものである。仮に 請求人の主張が、そのような法令の規定自体 が憲法に違反するという趣旨であるとすれば、 その判断は当審判所の権限外のことであり、 審理の限りではない。

そして、請求人が従事する労務の内容ない し態様、要する期間ないし時間及び頻度を見 ると、請求人が主張する各業務のうち、試算 表の作成等及び銀行に出向いて各種手続を行 うこと以外の業務については、これに従事し ているとは認められないものであり、また、 試算表の作成等及び銀行に出向いて各種手続 を行うことについては、請求人がこれを行っ ていたとしても、その労務は一時的ないし臨 時的なものであって、請求人が夫の事業に専 ら従事する期間がその年を通じて6月を超え るとは認められない。 したがって、請求人は、青色事業専従者と は認められない。

(4) 請求人の妻である医師は、請求人の事業に専ら従事していないとして、妻に対して支払った青色事業専従者給与の額は必要経費に算入されないとした事例(平成15年3月25日裁決、裁決事例集 No.65-152頁)

請求人は、所得税法施行令第165条第2項 第2号かっこ書の規定は、他に職業を有して いたとしても納税者の事業に専従者として貢 献し、その職分を果たす限りは、その期間も 当該事業に専ら従事する期間に含むとする趣 旨であるから、請求人の妻が請求人の事業に 専ら従事していた期間は、週1日だけではな く、他の病院に勤務していた週5日も含まれ、 同人は青色事業専従者に該当する旨主張する。 しかしながら、同号の規定の趣旨は、他の職 業を有する場合、その職業に従事する期間は 納税者の事業に専ら従事することが通常あり 得ないためであり、この趣旨の下で、同号か っこ書の規定は、例外的に、他に職業を有す るものであってもその職業に従事する期間が 短い者やその他納税者の事業に専ら従事する ことが妨げられないと認められる者を除くと しているものと解するのが相当であるところ、 本件については、同人が他の病院に勤務して いる期間は、請求人の事業に従事することが できなかったと認められるから、同人が請求 人の事業に専ら従事していた期間は週1日の みであり、同人は青色事業専従者に該当しな V)

(5) 請求人の妻が現に不動産貸付業及び理 容業に係る業務に従事していたとしても、 その事務量は僅少であるから、青色事業専 従者に該当しないとした事例(平成7年5 月30日裁決、裁決事例集 No.49 - 76頁) 請求人は、青色申告者で不動産貸付業及び 理容業を営み、その妻が①不動産管理台帳の 記載、②賃貸料の受領及び領収書の発行、③ 賃貸料未納者に対する督促及び集金、④現金 領収した賃貸料の預金への預入れ、⑤賃借人 との使用契約書の作成、⑥無断駐車の有無の 見回り、(7)駐車場の草取り、(8)理容業用タオ ルの洗濯及び床清掃などの業務に従事してい るから、その妻は青色事業専従者に該当する 旨主張する。しかしながら、①駐車場の駐車 可能台数、②賃貸料の銀行振込みの数、③賃 貸料の現金領収の数、④賃借人の交替した数、 (5)無断駐車の見回りの回数、⑥駐車場の路面 の状況、⑦理容店の客数などからみると、そ の妻が請求人が主張するような業務に現に従 事し、又は従事していたとしても、その事務 量は僅少であると認められ、請求人の事業に 専ら従事していたとはいえないから、その妻 は青色事業専従者の要件を満たしていない。

(6) 請求人の夫は青色事業専従者に該当しないとした事例(昭和 62 年 12 月 25 日裁決、裁決事例集 No. 34 - 27 頁)

請求人は、請求人の夫はピアノ調律師とし ての事業を行っているが、請求人の司法書士 業務にも、年を通じて6か月以上従事してい るから、青色事業専従者に該当すると主張す るが、請求人の夫は所得税法施行令第165条 第2項第2号に規定する「他に職業を有する 者」に該当し、しかも、自己の事業に年間240 日以上従事している等の事実が認められるか ら、請求人の事業に専ら従事する者には該当 しない。

5 歴史的経緯から

(1) 制度創設の趣旨等

次に、本制度の歴史的な経緯をみていきたい。青色事業専従者給与の前身である専従者 控除制度は、昭和27年の改正で、個人事業 者に対する青色申告制度の普及を奨励する見 地から、青色申告者について5万円を限度と して創設された。その後昭和 29 年には配偶 者が専従者の対象に加えられ、昭和 36 年の 改正で、白色申告者にも専従者控除が認めら れるとともに、「事業に専ら従事する親族」の 判定基準(旧所得税法施行規則 12 条の 21) が設けられた⁽¹²⁾。また、配偶者控除、扶養控 除との重複適用が排除された⁽¹³⁾。その後、昭 和 42 年改正において、青色事業専従者給与 の限度額が撤廃された。

制度創設時においては、配偶者は対象とさ れず、父の跡を継ぐ子供等の家族従業者が、 主な対象者として想定されていた。これは、 家業の跡を継ぐ子が労働可能時間のほとんど をつぎ込んで、父と共に労働しても、それが 相続時の相続税を含め税務上正当に評価され ない、という問題意識が背景にあったようで ある⁽¹⁴⁾。この創設時点では、配偶者及び 18 才未満の者については雇用関係を推定するこ とが実情にそわないとして専従者として認め ないこととされた。また、配偶者は、家事が あることから「専ら従事」できないとも説明 されており⁽¹⁵⁾、「専ら」は「そのことばかり」 「まったく」の意味で用いられていたことが 分かる。

なお、昭和 36 年の白色申告者の控除創設 時における国会での政府委員の説明で、以下 のように、親族の労働を「身分法的な問題」 か「契約法的問題」かという観点から分けて 考えていることが示されている。青色専従者 控除についても同様と考えられる。

「国税におきまして白色につきまして踏み 切りましたのは、二つばかり考え方があるわ けであります。一つは、そもそも今業主に対 して家族が労働力を提供しているということ は、一緒に手伝って仕事をやっている。これ を一体どう見るのか。それはやはり他人労働 と同じように一つの契約を結んで、一方に労 働を提供するかわりに、その対価として、い わば契約法的に給与を受け取るか、あるいは そうではなくて、手伝うということは扶養親 族の一員として助け合いの形として提供して いる。従って、今度は生計費の方もその父親 なりから扶養義務の遂行として受けているか どうかという、身分法的な問題として解釈す るかどうか。ここが大きな論点の分かれると ころであります。従来の所得税法では、その 点は大体日本の社会においては身分法的なも のであろうということで、特にその労働の対 価を経費として引かない、そのかわりに扶養 親族として控除を認める、こういう考え方に あったわけであります。しかし、実際問題と いたしまして、特に終戦後親族法の建前も変 わり、家族という観念もだんだん解消しつつ ある。これは地域によって違いますが、漸次 その世帯におきましていわば個人主義的な方 向に進みつつあるのではないか。別の意味で 申しますと、家計と企業の分離というものが 漸次行なわれておるのではなかろうか、そう いう傾向が見受けられる。

「専ら従事」の条件により認められる専従 者給与は、雇用類似の関係に基づく給与とみ なされるのであり、この「専ら従事」の条件 によって、「家族間の相互扶助」でなく、「雇 用類似の関係」にあることのスクリーニング をしていることになると考えられる。この点 からは、「専ら従事」とは、従事時間による量 的な条件にみえるものの、実はその裏に、質 的な要件を含んでいる可能性があるといえる。 つまり、完全には労働時間面のみの要件では なく、量的要件に質的な要件、労働が提供さ れる環境という要件を併せ持っている可能性 がある。例えば、当該事業主の指揮命令下で、 空間的時間的な拘束を受け、継続的ないし断 続的に労務又は役務の提供があること、ある いはそれに近い状況にあることが必要とも考 えられるのである(16)。こうした質的要件が含 まれるとして、それが、どこまで量的な面を 離れた独自の要件で、どの程度が量的要件に 代替されているのかは、規定からは不明であ る。ただ、少なくとも、現在では、家族間で

あっても、量的にかなりの労働が提供される 状況であれば、そこには雇用類似の関係があ ると、つまり質的な条件もクリアしていると みなして問題ないだろう。だから、現在では、 一応、「専ら従事」を量的要件としてとらえ、 このスクリーンをクリアすれば、質的要件は 特に事情のない限り、問題にされないのだと 理解することが許されよう。

(2) 配偶者控除との関係

次に、配偶者控除との関係をみておきたい。 配偶者控除は、昭和 36 年の改正で創設され ているが、昭和28年の改正で一人目の扶養 者控除が大きく引き上げられたこと(2 万円 から3万5千円へ)が実質的な創設ともいえ よう。この扶養者控除の引上げについて、政 府委員の国会での答弁では、配偶者の労働に ついて考慮した結果であることを述べている (17)。また、36年改正の配偶者控除の創設の説 明では、次のように述べる(18)。「所得税でご ざいますが、(1)、配偶者控除の創設、これは、 従来、配偶者につきましては、扶養親族の一 人目として7万円引かれておったのでござい ますが、今回は本人の基礎控除と同額の9万 円にいたしますということで、ここで2万円 かた上げるわけでございます。この考え方は、 言うまでもなく、夫の所得に対する貢献度か らいいまして、普通の扶養親族と同一に扱う ことはいかがなものであろうかということ、 並びに各国のいろいろな例を見ましても、配 偶者については本人と同一ないしそれに近い 控除をやっているというような関係もござい ます。また、日本の税制につきまして、現在 は分離課税の制度をとっておりますので、夫 婦共かせぎの場合と、そうでない一人だけが 働いている場合と、負担があまりにも違い過 ぎるという面もあって、それらの場合の調整 も考えまして、配偶者の控除について本人と 同額にしたと、こういうわけでございます。」

また、昭和35年12月の税制調査会の答申 では、「専従者控除の拡充は、その税制上の根 拠はともかくとして、結果的には、事業所得 者に対する特殊の減税を意味し、また、家族 が事業に従事する場合の労働報酬を控除する ことを認める場合には、企業と家計の分離が あいまいなわが国の個人事業者の実態からす れば、給与所得者の家庭における家族の労働 との関係が微妙な問題となり、ことに主婦の 家事労働をどうみるかが大きな問題となる」 と述べている。

このように、配偶者控除は、青色事業専従 者給与と、理論面でも、バランス論でも、微 妙な関係にある。

配偶者控除の性格については、種々の見方 があるけれど⁽¹⁹⁾、大きく分ければ①扶養控除 と同様に扶養に係る費用が担税力を減ずるこ とに対する調整措置とする見方と、②一家の 所得の稼得に貢献する内助の功に対する調整 措置とする見方がある(ただ、貢献にも、家 事労働を通じた間接的な内助の功の場合と親 族の事業等への従事を通じた貢献とがあろ う。)。

この点、過去においては、昭和 28 年の一 人目の扶養者控除引き上げについて見たよう に、配偶者の貢献を、事業への従事分も含め て評価していたのである。そして、その後、 昭和 29 年改正で、配偶者にも青色事業専従 者控除が認められ、一方、昭和 36 年改正で は、配偶者控除が納税者本人の基礎控除額と 同額で創設されると共に(配偶者控除は 9 万 円、扶養者控除は 5 万円)、専従者控除との 重複の適用が認められないこととなった。こ の点は、ダブって認めるのは不合理なので、 有利なほうで考えて欲しいと説明されている ⁽²⁰⁾。少なくとも、この当時には、家事労働は まだ配偶者控除において所得稼得への貢献が 評価されていたと考えられよう。

三木義一教授は、「1974年に扶養控除と配 偶者控除が同額になるまで、配偶者控除のほ うが少し高かった。この差を説明するために 『内助の功』が使われたのであるが、このよ うな理由は扶養控除と配偶者控除が同額であ る今日、意味のない説明である。」とされ、「夫 の所得から所得のない配偶者の最低生活費分 を控除するのが配偶者控除なのである」とさ れる⁽²¹⁾。

太田弘子教授は、帰属所得たる家事が課税 されない上に、被扶養者として配偶者控除を 認めるのは理論的におかしい旨指摘され、ラ イフスタイルが多様化し、女性の社会参加が 期待される時代には、仕事や結婚についての 女性の選択を妨げない税制が重要であるから、

「配偶者という立場に対しての優遇措置であ る配偶者控除や配偶者特別控除は、廃止すべ き時期ではないだろうか」と述べられる⁽²²⁾。

事業主宰者の親族が家庭内で労働を提供し た場合(趣味等の自己消費的な時間は含まな い。)、観念的には、労働の提供を家事への提 供と、事業への提供とに区別して考えること が可能である。このうち、家事への提供につ いては、その家族に帰属所得を生む。帰属所 得に課税するか否かは立法の問題であるが、 わが国では、把握・評価の難しさもあって、 課税していない。その労務が生み出す価値、 帰属所得が認識されるのであれば、それを生 み出すために投下される必要経費としての労 務の対価を認識することもできるであろうが、 わが国の現下の制度ではそうなってはいない。 課税されない帰属所得を生むためにかかった 労務の経費は、経費とすることはできないは ずである。大田教授はこのことをいわれるの であろう。

森信茂樹教授は、今の時代は価値観が多様 化しているので、どのような場合に税を軽減 するかは、意見の集約が難しく、減税措置は 簡素化・集約化して課税ベースを広げるのが 課税の公平に資するとされ、そうした前提で 考えると、「配偶者控除の立法趣旨である、『専 業主婦のいる家庭は税を負担する能力が低 い』という考え方や『専業主婦の内助の功を 評価すべきである』という考え方は、共稼ぎ 世帯が多くなっている時代にそれほど説得力 を持たなくなってきている」と述べられる⁽²³⁾。

全国婦人税理士連盟では、平成6年に、「扶 養される妻や内助の功だけを期待される妻は だんだんと少なくなっていくことも考えられ ます。いずれにせよ望ましい社会作りを阻む ような税制であってはならない」との問題意 識から、「配偶者控除なんかいらない!?」とい うタイトルの本を出版している⁽²⁴⁾。

いずれにせよ、配偶者控除の存否が議論さ れるなら、青色事業専従者給与についても、 一度、影響を考えてみる必要があろう。この 点は、後に述べたい。

(3) 青色事業専従者給与における家事労働

昭和 29 年の改正で、青色申告の普及策と して配偶者が青色申告控除の対象に加えられ たのであるが、この時の国会の政府委員答弁 では、配偶者は家事をしているので、専心専 従することはないと取り扱ってきたが、家事 に従事していれば従事しているなりに別途考 えながら専従者控除の中に入れれば、税の理 屈を壊さない範囲で、青色申告普及のための 恩典になるとしている⁽²⁵⁾。つまり、専心専従 していなくても、家事分を除いて給与の額を 考えればよいという意味と思われるが、この 時に、家事がある場合の「専ら従事」の条件 は、これまでと異なり、かなり緩められたも のと考えられる。ただ、そこから、一般的に

「専ら」の程度自体が緩められたと解するの は適当ではないかもしれない。その後、昭和 36年の改正では、やはり「専ら従事」を条件 として、白色申告に定額控除が導入されてい る。この時の状況をみると、これは、農業に 記帳を要求するのが難しい状況で、農業の他 の事業との均衡等も考えて導入されたのであ るが⁽²⁶⁾、昭和35年12月の税制調査会の「答 申の審議の内容及び経過の説明(答申別冊)」 では、白色申告者の控除の創設を検討する中 で、次のように述べる。「専従者の要件は、青 色申告の場合と同様、満15歳(新制中学卒

業)以上の親族で、もっぱら納税義務者の営 む事業に従事しているものとすべきであろう。 その事業に短期間しか従事せず、又は営業時 間の一部だけを手伝う程度の従事者には、事 業専従者としての控除は認められない。また、 青色申告者の場合は、控除金額の限度内で事 業専従者の実際の働きに応じて相当の給与を 定めることができるから、ある程度弾力的な 運営を期待できるが、白色申告者の場合は、 一定の定額控除の方法をとるから、事業専従 者の要件としての専従の程度は、青色申告者 の場合に比し、ある程度画一的になり、また、 多少窮屈となってもやむを得ないであろう。 このため、たとえば、納税義務者の事業の年 間の就業時間の少なくとも半分以上を事業に 従事するといったような具体的な基準を定め ることが必要である」(27)。この中では、白色 申告者の定額控除に、「たとえば、納税義務者 の事業の年間の就業時間の少なくとも半分以 上を事業に従事する」などの画一的な従事時 間の要件を加えることを提言しており、この 年の改正では、「その年を通じて 6 月を超え る期間」「もっぱら従事する」ことを条件とす る、旧施行規則が創設された(28)。この旧施行 規則を、税制調査会の説明と照らし合わせて 考えれば、白色申告者の場合には、「専ら」は、 やはり「そのことばかり」「まったく」の意味 で理解され、この場合の分母(何をベースに 考えた「専ら」であるか。)には、事業者(納 税義務者)の事業の平均的な従事時間が意識 されていたことになる。また、白色申告者の 場合の定額控除の額は、創設時、農業の平均 労働日数を151日として、賃金額を乗じて求 めて検証されており(29)、一応農村地域での平 均的給与額を満額認める計算がされているか ら、やはり、この場合の「専ら」は、事業の 平均的労働時間の「ほとんど」を想定してい ると解さざるを得ないことが分かる。なお、

農業の場合の「専ら従事した期間」について

は、年間151日の労働が、一年を通じて6月

を超える期間従事したと考えうるものと理解 される。現在の白色申告者の定額の控除額は、 最大 86 万円であるが、これは時給 800 円⁽³⁰⁾ とすれば、1075 時間に相当し、一日 7 時間 とすると、153 日の労働となる。

一方、青色申告者の場合には、当該納税者 の経営する事業が一年を通じて営業されなか った場合や、従事する親族が一年を通じて従 事できないやむをえない理由があった場合に は、従事できる期間の二分の一を超える期間、 専ら従事すれば足りるとされている。これは、 税制調査会の説明にあるように、青色申告者 の場合、控除金額の限度内で事業専従者の実 際の働きに応じて相当の給与を定めることが できるからである。しかし、青色申告者につ いても、「専ら従事」の要件自体は、この施行 令が設けられた昭和36年の改正でも、また、 昭和 42 年の控除限度額の廃止に際しても残 されている。配偶者あるいは家事について条 件が緩められ、家事に従事しているなら従事 しているなりに別途考えて対象にするとされ たにもかかわらず、「専ら従事」の条件が課さ れるのは、それが依然として第56条の「例 外」として第57条が適用される「要件」と して機能すること、雇用類似の関係の存在を 推認するスクリーニングの役割が期待された からであろう。やはりある程度厳格に解釈さ れる必要があると考えられる。そして、青色 申告の場合も、白色申告の場合も、同じ「専 ら」「従事」の用語を同じ条の中で用いている のであるから、「専ら」の意味自体を大きく違 えて解釈することは難しい。だから、配偶者 を対象に加えた時の国会答弁の「家事に従事 していれば従事しているなりに別途考えなが ら専従者控除の中に入れる」の意味は、「専ら」 自体の程度を緩めたというより、配偶者の貢 献はすべて身分法的相互扶助という考え方を 止め、家事部分を除き、事業に従事する部分 は雇用類似の関係の存在を認めようとするも のである。つまりは、「雇用関係」を類推する

上で、主婦には家事労働があることから、家 事に投入される時間以外で「専ら従事」を判 断しようとしたと解するのが適当だろう。た だし、家事がどれだけ多くても考慮外におか れるというわけではなかろう。この点につい て、青色申告会では、昭和 29 年の改正に当 たって、配偶者の労働時間についての資料提 供を要求され、平均6時間労働しているとの 調査結果を提出したが、それが改正に向けて の有力な資料になったとしている⁽³¹⁾。

家事について、実際に判断が難しいのは、 店番等の自宅勤務や農家等の場合であろう。 このうち農家については、青色での申告が難 しいことが考慮され、白色の場合の定額の控 除が創設された経緯がある(32)。店番等につい ては、次のように考えるべきと思われる。ま ず、必要経費となり、かつ給与所得となるた めに、原則として、店番等(従事した業務) が、事業に「直接関連」し、「必要」であるこ と、当該事業主の指揮命令下で、空間的時間 的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務 又は役務の提供があり(33)、それが区分可能で あることが必要である。店番等は、通常、事 業に「直接関連」し、「必要」であり、空間的 時間的拘束を受け、事業主宰者の指揮命令下 にあることになるであろうから、店番等に従 事したことが正確に記録等に残されていれば、 条件を満たすこととなろう。そして、その業 務の合間に、時間を活用して家事を行ったと しても、それが業務の遂行を阻害していなけ れば、あえて問題にされない場合もあるとい うことであろう。

なお、家事について、実際に判断が難しい 問題は、個人の消費的な時間(趣味の時間等) との区別であると思われる。家事と自己消費 的な時間との区別は、外部から、特に後にな って検証するのには困難が伴う。この事実は、 青色事業専従者給与の適正な運用を妨げる可 能性がある。

6 相当な給与の額との関係

青色事業専従者給与については、次のよう な指摘がある。「特に、累進課税が強い制度で は家族労働者の存在は大きな問題となる。自 営業者に対しては青色申告には専従者控除が 設けられており、これはそのまま控除となり、 世帯の所得を家族で分割することで適用税率 を低くすることができる。家族が実際に労働 しているかどうかは外部の人間には分からな いし、その給与が本当に適当なものかは分か るものではない。」⁽³⁴⁾

では、どうすべきなのか。先に見た裁決の (3)では、「専ら従事」の判定について、「青色 申告者の営む事業の内容ないし態様、配偶者 等の親族が従事する労務の内容ないし態様、 要する期間ないし時間及び頻度等の諸要素を 勘案して、当該事業の遂行上必要な労務であ り、かつ、事業に専ら従事する期間がその年 を通じて6月を超えるかどうかを判断すべき である」と述べていた。所得税法第57条第1 項では、「その給与の金額でその労務に従事し た期間、労務の性質及びその提供の程度、そ の事業の種類及び規模、その事業と同種の事 業でその規模が類似するものが支給する給与 の状況その他の政令で定める状況に照らしそ の労務の対価として相当であると認められる もの」が青色事業専従者給与の額とする旨規 定し、所得税法施行令第164条が、「法第57 条第1項(事業に専従する親族がある場合の 必要経費の特例等)に

規定する

政令で定める 状況は、次に掲げる状況とする」として、「法 第57条第1項に規定する青色事業専従者の 労務に従事した期間、労務の性質及びその提 供の程度」、「その事業に従事する他の使用人 が支払を受ける給与の状況及びその事業と同 種の事業でその規模が類似するものに従事す る者が支払を受ける給与の状況」、「その事業 の種類及び規模並びにその収益の状況」をあ げる。

このようにみていくと、「専ら従事」の条件

と「相当の給与」の額の考慮事項とは、相当 重なることが分かる。これは、給与額=賃金 ×労働時間であるから、「専ら従事」を主に 量的な条件と考えても、相当な「従事時間」 が「相当の給与」の条件の必要条件となるか ら、ある意味当然である。ただし、「相当の給 与|の認定は、労働の質、つまり従事者の能 力にも及び、非常な困難を伴う。そこで、「相 当の給与」の判定が困難なときに、「専ら従事」 の条件がそれに代わって登場することはあり うると思われる。所得税法第57条は第56条 の特例であり、青色申告者への特典でもある ことから、要件に該当することの立証の責任 は、まずは納税者にあると考えられる(35)。た だ、事業所に毎日定時に出勤しているなどの 事実が記録等により一応示され、支払額が申 請書に記載した限度内での相当の額の給与の 支払いであると説明されれば、これを否認す るには、課税庁側の立証が必要とされよう。 その場合、課税庁は、実際の労働量と労働の 価値の評価をもって、給与としての「相当で あると認められる額」を判定しなければなら ないこととなるが、それは現実にはかなり難 しい(36)。明らかに規定の趣旨を外れたような、 多額の青色事業専従者給与を含む申告が為さ れた場合(37)、そして事業への従事が家事労働 と紛れて行われ、更には、自己消費的な時間 (趣味等)が混在しているなどにより、支払

(趣味等)か混在しているなどにより、支払 われた給与額に見合うだけの労働量がないと 判断される場合には、「専ら従事」の要件を判 断することで、青色事業専従者給与の不合理 な適用を避け、課税の公平性を担保すること もあるだろう。「専ら従事」の要件は、家事関 連費が、事業に必要な部分を明確に区分でき なければ必要経費として認められないように、 従事した時間が他の家事や自己消費的な時間 と混じって区分できないときには、家事関連 の時間のうち「家事」、「自己消費的時間」あ るいは「従事」の時間数が「不明」である(証 明できない)として、あるいは「従事」の時 間が「少ない」として、適用を排除する役割 も担っている可能性がある。「専ら従事」の条 件には、現実には、こうした「労務の対価と して相当であると認められる」額の条件を代 替して、制度の濫用を防止する役割もあるの ではないだろうか。この点、租税回避を防止 するために設けられた第 56 条の特例と位置 づけられる第 57 条であるから、その使用に 濫用がある場合に、要件を厳正に適用して、 濫用を防止することは、制度の趣旨に合って いると考えることができよう。

7 配偶者控除の見直しの影響

現在、扶養者控除(16歳未満)の廃止が決 まり、配偶者控除の見直しも検討課題となっ ている⁽³⁸⁾。配偶者控除の性格については先に みたところ、それが家事労働等の内助の功の 評価であれば、青色事業専従者給与にはそう した部分は含まれていないと考えられ、廃止 されても理論上の影響はないだろう。また、 それが担税力の調整措置と見うるのであれば、 給与所得には各種控除が適用されるから、バ ランスは崩れることになろう。しかし、例え ば、女性の社会進出を促す理由で廃止される なら、バランスが崩れることも是認されるの かもしれない。そうであれば、配偶者控除が 廃止されても、青色事業専従者控除には、特 に影響を及ぼさないことも考えられよう。

しかし、こうした理論上、バランス上の問題と異なる問題が生ずる可能性がある。というのは、現実の問題として、青色事業専従者給与の控除と配偶者控除は重複適用ができないのであり⁽³⁹⁾、配偶者控除がなくなることにより、親族による少ない時間の労働が「専ら従事」の条件を満たすか判定が必要な状況を生み出す可能性があるということである。つまり、現在は、配偶者控除の額以下では、配偶者控除が適用されれば、専従者給与が認められなくても納得する、逆に多少問題があっても、配偶者控除の代わりだからよしとされ

ることがあるかもしれないが、そうした状況 がなくなるという意味である。この点、税制 調査会の昭和35年12月の「答申の審議の内 容及び経過の説明(答申別冊)」(40)では、白 色申告書の定額控除の検討においてであるが、 次のように述べている。「定額控除7万円と すれば、配偶者は、専従者にあたる場合でも、 専従者控除の適用を受けない場合には当然配 偶者控除の適用があるから、家事を受け持つ 配偶者の専従程度の判定というやっかいな問 題はなくなるか、少なくとも緩和されると思 われる。また、扶養控除を年齢 15 歳以上の 者について5万円に引き上げる場合には、専 従者控除との差が2万円に縮まり、かりに専 従者要件を欠いて専従者にならない場合にも、 この高い扶養控除が得られるから、専従要件 の認定をめぐっての紛争も緩和されるものと 考える」。配偶者控除に相当する労働時間とい うのは、意外に大きい可能性がある(41)。この 配偶者控除の額に対応した時間数が、現実に は、「専ら従事」を判定する場合の最低限の時 間数として必要条件を形成していた可能性も ある。

仮に、先に述べたように、青色申告者の場 合に、家事が特例として「専ら従事」の判定 の考慮外(無制限ではないと思われる。)とな るなら、家事時間が多く、事業に従事した時 間数がかなり少ないケースで、「専ら従事」の 条件を満たしていると主張される場合が多く 出てくるかもしれない。

一方、配偶者控除が廃止されることになれ ば、青色事業専従者給与の特典としての価値 は高まる(今までは、青色事業専従者給与を 支払っていなければ、配偶者控除が使えたが、 それがなくなる。)のであるから、「専ら従事」 の要件は、より厳しく運用し、濫用防止の役 割を果たす必要があることにもなろう。

したがって、制度の濫用を防止する必要が あるなら(つまり第56条が廃止になるなど の話がない限り)、少ない従事時間での判定の 必要が出てくることも踏まえ、また、家事の 時間と個人の消費的時間(趣味等の時間)と の区別がつきにくいことも考えて、基準をよ り簡素化、明確化することが望まれる。この ため、家事の特例的扱いは考慮せずに、一方、

「専ら」の意味は社会通念に沿って分かりや すく解し、それを明示し、明示したところに 沿って運用を行ってはどうだろうか。例えば、 「専ら従事」を本来従事すべき時間(その納 税者、事業主宰者が従事する時間、あるいは その事業の通常の従事者が従事すべき時間等 であると考えられる。)の「最低 50%程度」 と解するなどと通達等に明記し、それに沿っ て運用するのが適当と思われる。「専ら」の意 味として最低 50%程度は必要と解するのが、 用語の社会通念に沿った解釈といえるし、仮 に雇用類似の関係についてのスクリーニング の役割があるとしても、昔と異なり現在では、 通常の労働時間の 50%を越えるような量の 労働が確保され、それが証明される場合には、 家族間においても、労働の質が雇用類似でな いとされる可能性は小さいだろう。一方、家 事であっても、個人的な消費時間であっても、 それによって事業への従事時間が従事すべき 時間の50%を割るような「専ら従事を阻害す る状態」であれば、制度の適用を認めないこ とにするのである。そうでないと、制度の濫 用があっても、課税当局が労働の価値を含め 労働を評価して、「労務の対価として相当」の 額でないことを示すのは難しいと考えられる。

8 まとめ

「専ら従事」の条件は、配偶者や扶養者の 労働を親族間の身分法的相互扶助とみるので はなく、雇用類似の関係とみることのスクリ ーニングの条件であると考えられ、また、そ れが第56条の特例としての要件にもなって いた。裁決等からは、家事や親族間の相互扶 助の労働時間は「専ら従事」の時間に含まな いこと、従事が少ない場合や他に職業がある と条件を満たさないと解されていることが分 かった。過去の経緯からは、無制限ではない だろうが、家事の取扱いが緩められ、判定の 考慮外に置かれる可能性があることが分かっ た。

「専ら従事」の条件により認められる専従 者給与は、「給与」なのであり、この「専ら従 事|の条件によって、「家族間の相互扶助」で なく、雇用類似の関係にあることのスクリー ニングをしているのであるから、この点から は、「専ら従事」の条件とは、当該事業主の指 揮命令下で、空間的時間的な拘束を受け、継 続的ないし断続的に労務又は役務の提供があ ること、あるいはそれに近い状況であること を審査できる条件でもなければならない。こ れを、これまで「青色申告者の営む事業の内 容ないし熊様、配偶者等の親族が従事する労 務の内容ないし態様、要する期間ないし時間 及び頻度等の諸要素を勘案して|判断すると 表現してきたものと思われる。また、この条 件があることで、納税者に従事の状況を立証 してもらう責任を負わせ、濫用を防止してい た面もあると考えられる。

今後配偶者控除がなくなるのならば、少量 の「従事」が「専ら従事」の条件を満たすか 判定する必要が生ずるケースの増加も予想さ れる。そこで、今後は、もう少し基準を簡素 化し、明確化していくことが望まれよう。こ のため、家事の特例的扱いは考慮せずに、実 際の従事時間と従事すべき時間の比較等から 判断することとし、一方で「専ら」の意味は 社会通念に沿って分かりやすく解し、それを 明示し、明示したところに沿って運用を行う、 例えば、本来従事すべき時間(その納税者、 事業主宰者が従事する時間、あるいはその事 業の通常の従事者が従事すべき時間等である と考えられる。)の「最低 50%程度」などと 通達等で明記し、それに沿って運用するのが 適当であると思われる。「専ら従事」の要件が、 これまで、完全には従事した時間数で判定で

きる量的関係のみの条件ではなかったにせよ、 現在の家族関係に鑑みれば、十分な従事量が あり、それが証明されるなら、そこに雇用類 似の関係を類推することに問題は少なくなっ ているものと考えられる。

本稿では、「専ら従事」を、主に量的基準と 理解してその簡素化と明確化を提案したけれ ど、この条件は本質的には、雇用契約類似の 関係を抽出するための条件であり、質的な判 断も必要とされている可能性があった。それ ゆえに、現在も種々の要素を「総合勘案」す るとされているのであろうが、本稿では、家 族をめぐる状況の変化から、量的に十分な量 の労働があれば、質的な要件(雇用契約類似の 関係とみなすための労働条件等)についても クリアしているとみなせると考えたところで ある。この点については、家族についての環 境の変化等を踏まえ、更なる吟味が必要かも しれない。

- (1) 会計検査院「平成 12 年度決算検査報告」『所 得税の青色申告において青色事業専従者給与を 必要経費に算入する制度の運用を適切に行うよ う改善させたもの』の(4)「共同事務所等において 業務を行う資格事業者が青色事業専従者給与を 支払っているのに、専従の実態等が明確でないも の」等。
- (2) 例えば、国税不服審判所、裁決事例集 No.73-168 頁、平成 19 年 1 月 18 日裁決。
- (3) 例えば、村川満夫編「所得税実務問答集」(納税協会連絡会、平成20年12月)328頁では、『専ら従事』とは、原則として、それぞれの事業内容、その親族の職務内容等により、その親族が従事すべき時間において、その時間のほとんどの時間を従事している、あるいは従事しうる状態にあることと考えます」と述べる。
- (4) 新村出編「広辞苑第六版」(岩波書店、2008年 1月11日)。
- (5) 東京地方裁判所平成 2 年 11 月 28 日判決。(行 ウ) 86 号。税資 181 号 417 頁。
- (6) 武田昌輔監修「DHC コンメンタール所得税法」 (第一法規) 4214 頁。また、税制調査会「答申

の審議の内容及び経過の説明(答申別冊)」(昭和 35年12月)58頁、60頁では、次のように述べ る。「上記の原則に対し、主として個人事業者に 対する青色申告制度の普及を奨励する見地から、 昭和27年に青色申告者について専従者控除が認 められ、満18歳以上の配偶者以外の親族につい て、5万円を限度としてこれに対して支払う給与 の必要経費参入が認められることとなった。」「青 色申告者について、一定の専従者控除を認めてい るのは、青色申告者については、企業と家計との 分離が認められるという事情もあるが、むしろ基 本的には、青色申告制度の普及育成策として理解 すべき面が大きい。」

- (7) 掃部実『所得税法等の一部改正について』(国税速報3839号「昭和36年度改正税法総解」)89頁。「・・・また、税負担の権衡の見地からみても、専従者控除を青色申告者のみに認めることは、白色申告者、殊に農業所得者のように、最も多く家族労働に依存しながら事業の性質上青色申告制度になじめないために専従者控除の利益を受けることができない者を考えるときは不合理でもあるので、今回新たに白色申告者についても、一定の外形的な基準のもとに事業に専従している者を認定し、その専従者についていわば一種の概算的な給与として定額の控除を認めることとする・・・」
- (8) 最高裁判所平成 16 年 11 月 2 日第三小法廷判 決。平成 16 年 (行ツ) 第 23 号。民集 215 号 517 頁。
- (9) 千葉地方裁判所平成 22 年 2 月 26 日判決。平 成 19 年(行ウ)第 49 号。判例集未登載。
- (10) 山口地方裁判所昭和 58 年 3 月 17 日判決。昭和 55 年(行ウ)第2号。判例集未登載。
- ⁽¹¹⁾ いずれも、国税不服審判所 HP

(http://www.kfs.go.jp/) で閲覧可能である。

- (12) 旧所得税法施行規則第 12 条の 21 は、ほぼ現 在の所得税法施行令第 165 条第 1 項、第 2 項と 同じである。
- (13) 昭和 36 年の改正では、配偶者控除の規定に、 「青色専従者給与額の支給を受けるときは、その 者にかかる控除額は、前項の規定にかかわらず、 9万円から当該青色専従者給与額を控除した額と する」とある。その後、昭和 42 年の改正で、税 制簡素化の観点から、重複適用を認めないことと なった。現在配偶者控除は、所得税法第 83 条で、

「控除対象配偶者」を有する場合に認められるが、 「控除対象配偶者」とは、同法第2条第1項33 号で、「居住者の配偶者でその居住者と生計を一 にするもの(第57条第1項(事業に専従する親 族がある場合の必要経費の特例等)に規定する親 権がある場合の必要経費の特例等)に規定する 命事業専従者に該当するもので同項に規定する 給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定 する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、 合計所得金額が38万円以下である者をいう」と 規定されている。

- (14) 播久夫『専従者給与・事業主報酬の理論的根拠』 (税経通信 40 巻 13 号 39 頁、1985 年)。「長男 は父の家業に協力して働いても給与はゼロであ った。結婚しても公団住宅の入居資格もないとい う例や、交通事故の補償額算定で不利益になると いう人権問題もあった。父が死んだときには、自 分が働いた分が父の財産の中に残り、この遺産に 相続税を払うという、しかも他の弟妹に均分相続 を主張されるという例もあった。このような不合 理に対して、個人青色申告者は店(企業会計)と 奥(家計)を区分しており、会社と社長個人が区 別されている同族会社と変わるところはないの で、『個人青色申告者を同族会社なみに扱い、事 業主報酬と家族従事者給与を認めよ』との税制改 正運動が展開されてきた。」
- (15) 昭和 28 年 7 月 23 日参議院大蔵委員会での渡 辺喜久造政府委員の答弁。「配偶者を排除したと いうことにおきましては、結局配偶者はその家庭 にありましてどうしてもやはり家事を見るとい うことがあるのじやないだろうか。完全に家事を 放擲して、そして全部専従ということもこれはち よつと考えられない形ではないだろうか。かよう な意味におきまして妻は除く、これが息子さんで ありますとか娘さんであれば、これはもう一応奥 さんが別におりますから、全部専従という姿にな りますが、奥さんであればちよつとそれは無理な 姿ではないか。ただその代りというのは少し語弊 があると思いますが、といつて奥さんが相当働く ということも考えられますので、これはまあ勤労 者の場合にも、給与所得者についても考えられる 問題でございますが、いろいろ御議論も伺いまし た結果としまして、扶養控除の中につきまして最 初の扶養家族ですね、一人については従来の2万 円を3万5千円に上げる。まあこういうことで、 一応いろいろな御議論につきましても御尤もな

- 点については十分考慮した結論としまして、最初 の一人は3万5千円、6万円に比べますと多少そ こにまだ開きはございますが、そういう措置によ りまして幾分でもそうした意味の御不満をなく すということを考えたらどうだろうかと、かよう に考えておる次第でございます。」
- (16) 青色事業専従者給与は、所得稼得者にとっては 給与所得である。この点で、「給与所得とは雇用 契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指 揮命令に服して提供した労務の対価として使用 者から受ける給付をいう。なお、給与所得につい ては、とりわけ、給与支給者との関係において何 らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ない し断続的に労務又は役務の提供があり、その対価 として支給されるものであるかどうかが重視さ れなければならない」(最高裁判所第二小法廷昭 和56年4月24日判決、昭和52年(行ツ)第12 号、民集35巻3号672頁)ことを考慮する必要 がある。
- (17) 昭和 28 年 7 月 23 日参議院大蔵委員会での渡辺喜久造政府委員の答弁(前掲注 15 参照)。
- (18) 昭和 36 年 2 月 21 日参議院大蔵委員会での村 山達雄政府委員の提案説明。
- (19) 酒井克彦「配偶者控除及び配偶者特別控除についての一考察(上)(下)」(税務広報 2009 年 12 月、2010 年 1 月)、田中康男 「所得控除の今日的意義一人的控除を中心として」(税大論叢 48 号、税務大学校、平成 17 年 6 月)等参照。
- (20) 昭和 36 年 2 月 21 日参議院大蔵委員会での村 山達雄政府委員の提案説明。規定は、前掲注 13 参照。
- ⁽²¹⁾ 三木義一「日本の税金」(岩波新書、平成 15 年8月)34、35頁。
- (22) 大田弘子「良い増税悪い増税」(東洋経済新報 社、平成14年3月)94~96頁。
- (23) 森信茂樹「日本が生まれ変わる税制改革」(中 公新書クラレ、平成15年9月)89、90頁。
- (24) 全国婦人税理士連盟編「配偶者控除なんかいらない!?」(日本評論社、平成6年6月)27頁。
- (25)昭和29年3月16日参議院大蔵委員会での渡辺喜久造政府委員の答弁。「一応青色申告というものもできるだけ普及するという方向には進んで行きたい。そこで一応我々のほうとして出ました結論は、いわゆる専従者控除の中に配偶者を入れようじやないか、これは二つの考え方があるわ

けでございまして、我々はここでもいろいろ配偶 者を除いたほうがいいのだという御説明を申上 げていたわけでございますが、その根拠付けとし ましては、配偶者のかたは一応家事もなさつてい らつしやる、そのかたが専心専従されることもな い、これを入れるのはおかしいじやないかといつ て除いて参つたのでありますが、その後更に検討 して参りますと、やはり配偶者を入れる、家事に 従事していれば従事しているなりに、一応7万円 といいますか、6万円といいますか、これは一つ の最高限度でございますから、家事に従事してい れば従事しているなりに別途考えながら専従者 控除の中に入れる、これはやはり専従者のほうへ 入りますと、従来一人目で現行税法でいえば3万 5千になつておつた人が、今度は奥さんからその 次の人に移るわけでございますから、家族の多い かたですと、現行法でいえば1万5千円、それが 7万円に上るわけですから、そういう意味からし ますと、これは税の理窟からいいましても、十分 裏付けできますし、同時に青色申告をなさつてい らつしやるかたにつきましては、相当のフエイヴ アーと考え得るのじやないだろうか、余り税の理 窟を壊さない範囲におきまして、同時に青色申告 をできるだけ普及する意味での恩典を与えてゆ きたい、こう考えまして、専従者控除という制度 の中に配偶者を入れることで、相当のフエイヴア ーが拡大したということはいい得るのじやない かと思つております。

- (26) 前揭注7参照。
- (27)税制調査会「答申の審議の内容及び経過の説明 (答申別冊)」(前掲注6参照)65頁。
- (28)昭和36年2月9日衆議院大蔵委員会での村山 政府委員の答弁。「これは、現行の、大体青色に ついての考え方において、専従かどうかというよ うなことを実務上やっておりますが、その辺を参 考にしながら、きめて参りたいと思っております。 おおよその考えとしましては、やはり一年のうち 半年以上ぐらいは従事するということが必要で はなかろうか。やはり専従ということでございま すので、実際の形としては、他に特定の主たる職 業を持っているようなものが専従することもな いだろうと思いますし、また昼間の学校に通って おるものが専従するということもないだろうと 思います。夜間学生であれば、それは昼間の仕事 に従事することができると思いますが、そういう

ところをねらいまして、政令でその細目をきめて いきたいという考えでおります。」

- ⁽²⁹⁾ 昭和 36 年 2 月 9 日衆議院大蔵委員会での村山 政府委員の答弁。「7 万円でございますが、これ はいろいろな角度から計算したわけでございま す。一つは、農村におきまする他人労働の手間が あります。その手間賃で一体年間平均どれくらい 働くものか。一応200日くらい働くものとして、 それでどれくらいになるかという計算をします と、7万円よりちょっと低いところが出るわけで あります。一方、農家における実際の稼働日数の 調査をとりまして、それはもちろん耕作反別の規 模によって違いますが、一町五反から二町あたり のところを平均とってみますと、全国平均では年 間で大体151日くらい、こんな答えが出ておりま す。その辺でその場合の基準になっております単 価をかけましても、なお7万円より低くなってお る。近いところではありますが、その辺をにらみ まして、7万円ならばそんなに少なくないじゃな いか、こんな感じがいたします。
- (30) 厚生労働省「毎月勤労統計特別調査(平成20年)」から、企業規模1~4人の家族労働者の平均賃金(勤続一年以上・ボーナス込)は、一時間当たり換算で、全産業で1220円、卸小売業で1041円、特に女性住込みに限定すると、全産業で982円、卸小売業で800円であることが示される。
- (31) 全国青色申告会総連合「青色申告運動三十年」 (昭和 55 年 10 月、東京青色申告会連合会) 31 頁。「しかし、妻が除かれているのは、個人企業 の実態に合わないので、この改正を求めたところ 専従者控除の対象は29年の改正で『配偶者及び 15 歳以上』と拡大された。ところで、配偶者を 認めてもらうためには『妻はどれだけ専従してい るか』を実証することが要求され、女子大家政学 部に紹介しても資料はなく、労働省に『労働者の 妻の生活時間』、農林省に『農家主婦の労働時間』 の資料はあったが、中小企業関係の資料はなかっ た。そこでにわかに当時の東京都内約一万人の会 員について調査を実施した。極めて短期間しかな かったが、会員の協力によって6千件ほど回答を え、妻は一日平均6時間ほど専従していることが わかり、有力な資料となった。」
- (32) 前揭注7参照。
- (33) 前揭注 16 参照。
- (34) 例えば、吉田和男「21 世紀日本のための税制

改革—所得税の改革」(平成 12 年 4 月、大蔵財務 協会) 142 頁。

- (35)所得税法施行規則第62条でも、「税務署長が 必要があると認める場合には、青色申告者でその 者と生計を一にする親族に給与の支払をする者 に対し、帳簿を備え、その親族の労務に従事した 期間、労務の性質その他その労務の事績を明らか にする事項の記載を命ずることができる」と定め る。
- (36)税制調査会「答申の審議の内容及び経過の説明

(答申別冊)」(前掲注6参照)69・70頁でも、 限度額の引き上げについて述べた部分ではある が、次のような指摘がある。「青色申告者の専従 者控除は、一定の控除限度以下で、専従者の実際 の働きに応じて相当の給与を決めるたてまえの ものであるから、実額控除の方法をとる白色申告 者の場合に比べると、その控除限度額はゆとりの あるものであってもよいという意見があろう。比 較の問題としては、確かにそうであるが、税務執 行の実際経験に徴すると、個々の労働の価値の評 価を行うことは至難に近いことであって、実際上、 し意的に決められる給与の多寡によって負担の バランスが左右される面があることを否定でき ない。そこで限度額の引上げに当たってはこのよ うな点についても考慮を払う必要がある。」

⁽³⁷⁾ 青色事業専従者給与は、所得税法第 57 条第 2 項に定める書類に記載した金額の範囲内で支払 いを受けた「労務の対価として相当であると認め られる」「給与」であるが、その申請書類には、 職務の内容、給与の金額、支給期等を記載する。 ここに記入する給与の金額は、限度額ではあるが、 原則月額で記入することとされており、実際の労 働時間や労働の質にかかわらず、高めの額が記入 され、それが実際に支払われてしまうことも起こ りうると思われる。ちなみに、平成19年分申告 所得税標本調查(国税庁長官官房企画課、平成 21 年 3 月) によれば、青色事業専従者給与の一 人当たり平均額は、219万1347円。これに、先 の厚生労働省の統計(前掲注 31 参照)の小規模 企業全産業の数字、一時間あたり平均給与 1220 円を当てはめて計算すると、1796 時間の労働時 間となる。

(38) 平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日)では、「配偶者控除については、その考え 方等について広く意見を聴取しつつ整理を行っ た上で、今後、その見直しに取り組むこととしま す」と述べる。

- (39) 前揭注 13 参照。
- (40)税制調査会「答申の審議の内容及び経過の説明 (答申別冊)」(前掲注6参照)67頁。
- (41) 先の厚生労働省の統計(前掲注 30 参照)の数字を使い、38万円の控除額に達するのに必要な労働時間を計算するなら、全産業の一時間当たり1220円で計算すると311時間、また、卸小売業女性住込みの一時間当たり800円で計算すると475時間となり、これは26週間(半年超)で考えれば、週当たり18.3時間の労働時間となる。